



JASDAQ

平成 27 年 5 月 18 日

各 位

会社名 株式会社 プロシップ
代表者名 代表取締役会長兼社長 鈴木勝喜
(コード番号：3763)
問合せ先 執行役員管理本部長 馬庭興平
(TEL. 03-5805-6121)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により導入される監査等委員会設置会社に移行する方針を決定いたしました。

これに伴い、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 25 日(木)開催予定の第 46 回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議する事を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

社外取締役による取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを充実させることによる企業価値向上を図るため、変更するものであります。

(2) 移行の時期

平成 27 年 6 月 25 日に開催を予定している当社第 46 回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

①「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行されることに伴い、新たに創設された監査等委員会設置会社へ移行するため、定款について所要の変更を行うものであります。

②上記会社法の改正により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されることに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、定款の一部変更を行います。

③上記変更に伴う条数の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4条 (機関)</p> <p>当社は、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査役</u></p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p>	<p>第4条 (機関)</p> <p>当社は、<u>株主総会および取締役のほか、</u> 次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p>
<p>第19条 (取締役の員数)</p> <p>当社の取締役は12名以内とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>第19条 (取締役の員数)</p> <p><u>1. 当社の取締役 (監査等委員である者</u> <u>を除く。) は12名以内とする。</u></p> <p><u>2. 当社の監査等委員である取締役は、</u> <u>5名以内とする。</u></p>
<p>第20条 (取締役の選任)</p> <p>1. 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p>	<p>第20条 (取締役の選任)</p> <p>1. 取締役は、<u>監査等委員である取締役と</u> <u>それ以外の取締役とを区別して、株主</u> <u>総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行通り)</p> <p>3. (現行通り)</p>
<p>第21条 (取締役の任期)</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第21条 (取締役の任期)</p> <p><u>1. 取締役 (監査等委員である者を除く。)</u> <u>の任期は、選任後1年以内に終了する</u> <u>事業年度のうち最終のものに関する</u> <u>定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 監査等委員である取締役の任期は、選</u> <u>任後2年以内に終了する事業年度の</u> <u>うち最終のものに関する定時株主総</u> <u>会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 任期の満了前に選任した監査等委員で</u> <u>ある取締役の補欠として選任された</u> <u>監査等委員である取締役の任期は、退</u> <u>任した監査等委員である取締役の任</u> <u>期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 補欠の監査等委員である取締役の予選</u> <u>の効力は、当該選任のあった株主総会</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第 24 条 (取締役会の招集通知)</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 5 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 25 条 (取締役会の決議の方法)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. 前項に係らず、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的方法により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 <u>但し、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。</u></p> <p>第 26 条 (取締役会の議事録)</p> <p>取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第 28 条 (取締役の報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は株主総会の決議により定める。</p> <p>第 29 条 (取締役の責任免除)</p> <p>1. (条文省略)</p> <p>2. 当会社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責</p>	<p><u>後、2年後の定時株主総会開始の時までとする。</u></p> <p>第 24 条 (取締役会の招集通知)</p> <p>取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 5 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>第 25 条 (取締役会の決議の方法)</p> <p>1. (現行通り)</p> <p>2. 前項に係らず、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的方法により同意した場合は、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第 26 条 (取締役会の議事録)</p> <p>取締役会における議事の経過の要領及びその結果は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第 28 条 (取締役の報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u></p> <p>第 29 条 (取締役の責任免除)</p> <p>1. (現行通り)</p> <p>2. 当会社は、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>任を限定する契約を締結することができる。</p>	<p>ときは、法令が規定する額まで限定する契約を締結することができる。</p>
<p>第 5 章 <u>監査役および監査役会</u> (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 5 章 <u>監査等委員会</u> 第 30 条 (<u>監査等委員会の権限</u>) <u>監査等委員会は、法令に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。</u></p> <p>第 31 条 (<u>監査等委員会の招集通知</u>) <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>第 32 条 (<u>監査等委員会規程</u>) <u>監査等委員会に関する事項は、法令または定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p><u>第 30 条 (監査役 of 員数)</u> <u>当社の監査役は、5 名以内とする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 31 条 (補欠監査役 of 予選 of 効力)</u> <u>補欠監査役 of 予選 of 効力は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会 of 開始 of 時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 32 条 (監査役 of 選任)</u> 1. <u>監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役 of 選任決議は、議決権を行使することができる株主 of 議決権 of 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権 of 過半数をもって行う。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第 33 条 (監査役 of 任期)</u> 1. <u>監査役 of 任期は、選任後 4 年以内に終</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	
<p><u>第 34 条 (常勤監査役)</u></p> <p><u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>第 35 条 (監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>1. 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査役全員の同意があるときには、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第 36 条 (監査役会の決議の方法)</u></p> <p><u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削除)
<p><u>第 37 条 (監査役会の議事録)</u></p> <p><u>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	(削除)
<p><u>第 38 条 (監査役会規程)</u></p> <p><u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第 39 条 (監査役の報酬等)</u> <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>	(削除)
<p><u>第 40 条 (監査役の責任免除)</u> 1. <u>当社は、取締役会の決議により、監査役 (監査役であったものを含む。) の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u> 2. <u>当社は、社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。</u></p>	(削除)
<p>第 41 条～第 42 条 (条文省略)</p>	<p>第 33 条～第 34 条 (現行通り)</p>
<p>第 43 条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>第 35 条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第 44 条～第 48 条 (条文省略)</p>	<p>第 36 条～第 40 条 (現行通り)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u> 1. <u>第 46 回定時株主総会終結前の監査役 (監査役であった者を含む。) の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任のについて、法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として取締役会の決議により免除することができる。</u> 2. <u>第 46 回定時株主総会終結前の社外監査役 (社</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<u>外監査役であった者を含む。）の行為に関する 会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定 する契約については、なお従前の例による。</u>

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 27 年 6 月 25 日
 定款変更の効力発生日（予定） 平成 27 年 6 月 25 日

以 上